

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

今回のテーマ： 移転価格税制に係る文書化(税制改正大綱)

平成 28 年度税制改正（大綱）により、多国籍企業グループの構成事業体（内国法人。恒久的施設含む。）は、国別報告事項（CBC レポート）及び事業概況報告事項（マスターファイル）の年次提供義務が課されます。

また、従来より移転価格調査の際に提示等を行っていた書類の明確化及び拡充をし、これをローカルファイルとして確定申告期限までの作成・保存義務（同時文書化義務）が課されます。

① or ② / ③	① 国別報告事項 (CBC レポート)	② 事業概況報告事項 (マスターファイル)	③ 独立企業間価格算定のための書類 (ローカルファイル)
記載概要	国別の所得等の配分に関する情報	多国籍企業グループ全体の事業に関する定性情報	各国の関連会社間の取引情報
記載項目	多国籍企業グループの国別の、 ・所得、納税額 ・資本金、利益剰余金 ・従業員数 ・有形資産額 ・主たる事業活動 (試験研究開発、知的財産の保存・管理、製造、非関連者への役務提供、グループ内金融、) など	多国籍企業グループの、 ・資本関係図・所在地情報 ・各事業体の事業説明 ・無形資産の所有・開発等戦略、移転価格ポリシーの説明 ・グループ資金調達方法、金融取極めの移転価格ポリシーの説明 ・連結財務諸表 ・事前確認、所得配分に係るルーリング、 など	・国外関連取引・独立企業間価格算定書類(従来書類)の明確化整備 (+下記書類を拡充) ・管理体制、事業戦略、競合他社 ・国外関連取引の種類と取引状況 ・納税者と関連者の果たす機能・負担リスク等に関する分析 ・国外関連取引の種類毎の移転価格算定手法、その理由 ・選定した比較対象のリスト、説明 など
提供/ 作成義務者	多国籍企業グループの最終親事業体（原則）	多国籍企業グループの構成事業体 ※複数の場合、代表して 1 社が提出	国外関連取引を行った法人
提供/作成・保管 義務の免除	・直前会計年度の連結総収入金額が 1 千億円未満の多国籍企業グループ		一の国外関連者との前期の、 ・取引金額が 50 億円未満、かつ、 ・無形資産取引金額が 3 億円未満のとき
提供/ 作成・保管期限	・会計年度終了日から 1 年以内に提供		・確定申告書の申告期限までに作成 ・同期限から 7 年間の保管
期限後提出/ 調査等の際の 不提出	罰則あり	罰則あり	調査官の書類提出の要請から、 ・ローカルファイル：45 日以内提出 ・同価格算定基礎資料：60 日以内提出 がない⇒推定課税・同業者調査可能に
適用開始時期	2016.4.1 以後開始会計年度分		2017.4.1 以後開始事業年度
使用言語	英語	日本語 or 英語	(指定なし)
提出方法	e-TAX	e-TAX	—

※多国籍企業グループの範囲は、「連結財務諸表を作成すべき企業集団で、税務上の居住地国が異なる 2 以上の事業体を含むもの」とし、その構成事業体には規模の重要性により連結範囲から除外されるものを含みます。また持分法適用関連会社は除かれます。

※「会計年度」は多国籍企業グループの「最終親事業体」で判定します。

お見逃しなく！

国外関連取引を行った法人で、ローカルファイルの作成・保管義務（同時文書化義務）を免除されている場合であっても、調査等の際に、当該取引に係る独立企業間価格の算定基礎資料の提出を要請されたときから 60 日以内の提出がなかったときには、推定課税・同業者調査を行うことが可能となります。